

令和6年度海外における食の営業代行業務委託(フランス)に係る公募型プロポーザルに関する質問回答について

令和6年4月5日

ふくい食輸出サポートセンター

Q1：会期までに対象商品の商流を構築し、サンプル輸送を行った上で試食・展示を行うこと、とあるが、このサンプル輸送と言うのは商品サンプルの輸送、という理解でよろしいでしょうか（イベント前にテスト輸送=サンプル輸送をした後に、展示会用の本輸送をする、というように輸送を2回する、という意味ではないでしょうか）。

A1：（本輸送前にテスト輸送が発生する場合は）イベント前にテスト輸送=サンプル輸送をした後に、展示会用の本輸送をする、というように輸送を2回する形となります。シアルパリやレストラン商談会などを行う際に対象商品がないといった状態にならないように商流の構築をお願いします。

Q2：出展支援金（1社あたり20万円上限）を事業者の旅費に充てることできる、とあるが、出展支援金として認められる項目は他に何がありますか？
例えば、レストランイベント用に使っても良い、という理解でよろしいでしょうか。

A2：出展支援金（1社あたり20万円上限）に関して、渡航する県内事業者自身が本事業のために負担する経費を対象とします。

Q3：渡航者のアテンド、というのはどこまでの内容でしょうか（SIAL会場内のことか、ホテルから会場までの移動か。会期中全日か）。また、アテンドの必要人数はどのくらいを想定しておくべきでしょうか。

A3：基本的にフランス入国～フランス出国までを想定しています。
渡航者のアテンドサポートに関しては、アテンド人数に関しては、最大12名程度を考えています。

Q4：SIAL関連でのプロモーションイベントなどに福井県が参加する場合は、必要な物流のコーディネート、代理商談や試食販売などのフォローをすること、とあるが、これはつまり、輸送費や商談・試食販売スタッフの費用を見積もりに計上しておくこと、という理解でよろしいでしょうか。その場合、イベントの規模や実施する内容が分からないと金額が測れない部分があるため、すでに想定があればご教示いただきたいです。

A4：最大10社（1社あたり3商品程度）を紹介するプロモーションイベント（開催時間は数時間程度）を想定しています。これらプロモーションイベントの参加に係る経費（輸送費や試食販売スタッフなど）を計上してください。

Q5：SIAL 1 コマは9 平米でしょうか。

A5：想定ではありますが、一コマ9 平米です。

Q6：レンタル備品は試飲・試食用の備品という理解でよろしいでしょうか。机や椅子、棚などの家具類や、電源なども予算内で借りる想定でしょうか。

A6：机、椅子などの家具類、ごみ箱、電源は出展費用(委託金額に計上しています)に含まれるため、追加の支出は発生しません。レンタル備品は、試飲・試食用の備品やテープなどを想定しています。

Q7：3 県連携レストラン商談会に関しては、商品の流通の支援、という業務内容だが、商談会そのものの運營業務は本事業に含まないという理解でよろしいでしょうか

A7：3 県連携レストラン商談会の運営に関しては、本事業とは別に事業者を選定する予定です。本事業の委託事業者の役割としては、商品流通の支援、通訳・試食マネキンなどのスタッフ配置やその準備、代理商談(または商談フォロー)、輸出手続きサポートなどが想定されます。

Q8：出展支援金 20 万円は、SIAL ではなくレストランイベント用に使っても良い、という理解でよろしいか

A8：出展支援金に関しては、上述のとおり(A2)。

Q9：レストランイベントのアテンドというのは具体的にどのような内容でしょうか。必要人数はどのくらいを想定されていますか。

A9：シアルパリ(関連イベントを含める)やレストラン商談会に係る会場までの移動や会場内での商談のセッティング、商談における通訳の配置等のコーディネートを想定。渡航者のアテンドサポートに関しては、アテンド人数は、最大12名程度です。

Q10：レストランイベント 出展負担金 40 万円というのは会場に払うものなのか、事業者に払うものなのか。またこれは1社限定で40万円を払うということか

A10：3 県連携レストラン商談会の運営に関しては、本公募とは別に事業者を選定する予定です。当該事業者へお支払いいただく予定です。

Q11：提出書類にレストランイベントの会場予約は不要という理解で問題ないでしょうか。

A11：会場予約は不要です。

Q12：見積書作成・提出にあたり記載できる(認めて頂ける)費用項目を教えてください。

A12：想定ではありますが、仕様書に記載のと通りの項目です。別途必要な項目があれば適宜追加してください。※予算限度額は10,000千円です。

Q13：北陸の他県からの依頼も同時に請けることは可能でしょうか。

A13：委託業務に滞りが生じなければ可能です。

※同時に他県の業務も請けるのであれば、当県の委託業務をしていることを事前に他県に共有し、他県側にも上記質問内容の確認を取ってください

Q14：催事についてシアルパリ・レストランフェア以外の催事はフランス以外の国（EU圏）でも可能か。

A14：本事業はフランスにおける営業代行委託業務のため不可とさせていただきます。

Q15：再委託（現地委託先）での商品販売は可能か。

A15：当該事業(仕様書に記載の内容)を単独で行うことが難しい場合は、他の事業者と連携して行うことも可とするが、その場合は、連携を行う他の事業者についても役割分担その業務内容を明確にした上で企画提案書に記載してください。

Q16：食品を輸出する際、HACCP 認証や成分分析などの費用はどうされるのか。

A16：フランスの輸入規制に応じた検査や書類作成などの費用に関しては参加県内事業者負担となります。

Q17：「直前2事業年度分の事業報告書及び財務諸表類」は「決算書」の提出のみで宜しいでしょうか。

A17：2か年分の決算書類で構いません。

Q18：営業代行業者が対象とする県内事業者について、事業者の決定はいつごろを想定しているか？

A18：4月下旬を想定しています。

Q19：目標成約額については、令和7年3月21日までの累計か？もしくは、他に期限はあるか？

A19：目標成約額は契約日から令和7年3月21日までの累計とします。

※ただし令和7年3月21日以降に契約が成立しそうな案件がある場合、見込額として計上しても構いません。

Q20：目標成約額については、達成状況は契約金額に影響しないということで良いか？

A20：契約金額には影響しません。

Q21：委託業務内容の渡航費について、4社以上に支援額を支給する場合においても、その金額も見積に含めるか？

A21：見積に含めてもよい。

Q22：委託業務内容において、会期後の問合せに対応する際の、具体的な会期後の期間想定はあるか？

A22：委託期間である令和7年3月21日（金）までとする

Q23：委託業務内容において、航空券・宿泊先の手配の再委託は可能か？

A23：当該事業(仕様書に記載の内容)を単独で行うことが難しい場合は、他の事業者と連携して行うことも可とするが、その場合は、連携を行う他の事業者についても役割分担その業務内容を明確にした上で企画提案書に記載してください。

Q24：委託業務内容において、「北陸3県ブースの共通装飾に係る福井県負担分」の想定水準はあるか？

A24：10万円程度を想定しています。

Q25：委託業務内容において、営業に必要な営業ツールのうち、ホームページは新規作成か？もしくは既存HPへのページ追加か？

A25：どちらでも構いません。参加県内事業者と調整を行いながら作成または追加をお願いします。

Q26：委託業務内容において、渡航者のアテンドはどの期間を想定しているか？イベント期間中？ イベント前後3日程度？等

A26：アテンド期間に関しては、基本的にフランス入国～フランス出国までの期間を想定しています。

Q27：委託業務内容において、レストラン商談会の会場の選定は誰が行うか？（受託者のタスクに含まれるか？）

A27：会場の選定は本事業とは別に選定する事業者が行う予定。

Q28：「SIAL Paris」、「北陸3県連携レストランフェア」で使用する全サンプルの重量について

A28：本事業県内参加事業者の選定が4月下旬に決定する関係上、正確な重量を回答することができませんが、最大県内参加事業者数は10社程度(1社あたり3品目)を想定しております。

Q29：本案件の契約金額の前金制度の有無

A29：契約者の財務状況などにより判断を行うため、契約前に協議する。

Q30 : 仕様書に、シアルパリのブース出展に関して、「北陸3県ブースの共通装飾に係る福井県負担分」とあるが、概算でいくらくらいを見込んでいるか

A30 : A24 のとおり

Q31 : 商流構築とは、サンプル輸出にあたり、出展する各社はサンプルとして製品を無償で提供するのではなく、営業代行者が、出展各社のサンプル品を買い取る（フランスの）輸入事業者への商流に則って（商行為により）、会期までに輸出する、ということになりますでしょうか。質問の意図としては、現地（フランス）にて当該商品を販売せずに、サンプル品として輸出するだけでしたら、商流を構築せずとも、物流だけでも可能なため

A31 : (シアルパリ)

出展者側から商流に関しては法令に照らして適法に輸送するよう指示がありましたので、EMS などではなく正規の商流で輸出を行ってください

(レストラン商談会)

サンプル輸送に関しては、販売行為を行うものではないため商流の構築は不要です。ただし、提案商品が本採用となった場合は、本公募とは別に選定した事業者と調整を行いながら、商流を構築してください。